

藤地第1265号  
令和8年2月2日

各指定居宅介護支援事業所 管理者様

藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課長

### 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について

このことについては、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、減算適用期間に当該事業所が実施する居宅介護支援のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算することとなっています。

つきましては、令和7年度後期における特定事業所集中減算に係る算定手続等を下記のとおり定めましたので、適切に対応してください。

#### 記

##### 1 令和7年度後期の判定期間

令和7年9月1日から令和8年2月28日まで

##### 2 書類の作成及び保存

すべての居宅介護支援事業所は、上記1の判定期間について、所定の事項を記載した書類（別紙「特定事業所集中減算に関する届出書（提出用兼保存用）」）を作成してください。

なお、作成した書類は、市への提出の有無にかかわらず、2年間保存しなければなりません。  
様式については、下記URLからダウンロードできます。

(<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kenkofukushi/chiikihokatsu/gyomu/1/12911.html>)

##### 3 書類の提出

上記1の判定期間について、紹介率の割合が80%を超えている訪問介護サービス等が一つでもあった場合には、令和8年3月16日（月）までに上記2の届出書の提出をお願いします。

なお、紹介率の割合が80%を超える正当な理由がある場合でも、届出書の提出が必要になりますのでご注意ください。

#### 提出先

##### 【郵送・直接提出の場合】

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課  
封筒に赤字で「**特定事業所集中減算に関する届出書在中**」と記載をお願いします。

##### 【メールでの提出の場合】

E-mail:[chiikicare@city.fujieda.lg.jp](mailto:chiikicare@city.fujieda.lg.jp)へ提出してください。

#### 4 減算の適用

紹介率の割合が 80%を超えたことについて正当な理由が無いと認められる場合は、減算を適用することになります。

(1) 上記 2 の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち⑤又は⑥に該当する場合

届出があった理由について、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して、正当な理由に該当するかどうか判断し、減算適用の有無について結果を通知します。

(2) 上記 2 の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち①から④までのいずれかに該当する場合

国が正当な理由として例示している事項に該当しますので、原則として結果は通知しません。

#### 5 その他

(1) 判定期間

区分	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日まで	9月15日まで	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日まで	3月15日まで	4月1日から9月30日まで

※提出期限が土日祝に該当する場合は、翌営業日を提出期限とします。

(2) 加算の届出

新規に特定事業所集中減算適用となる場合又は当該適用期間が終了となる場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（居宅介護支援事業者用）」及び「介護給付算定に係る体制等状況一覧表（居宅介護支援）」の提出が必要となります。

(3) 注意事項

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について、厚生労働省より別紙のとおり通知がありましたので、併せてご確認ください。

また、運営指導で保存書類を確認した際に、下記の事例が見受けられることがあるため、書類の作成時は注意してください。

・過去の様式（県知事宛、事業の種類が多い等）で作成している。

→今回送付した様式もしくは上記HPから様式をダウンロードして使用してください。

・書類の作成日が9月15日、3月15日を過ぎている。

・「紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数」を法人単位で計算せずに事業所ごとに計算している。（同一法人が同一事業で複数の事業所を運営している場合）

担当：包括サポート係

T E L : 054-643-3225

F A X : 054-643-3506